平成２８年（フ）第２６７６号
大阪市東淀川区上新庄２丁目16番８－205号
債務者　佐紺　道子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９６号
大阪市旭区中宮３丁目４番17号
債務者　湯浅　承子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７０８号
大阪府大東市深野４丁目５番28号
債務者　大山真姫こと　趙　　真姫
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３８号
大阪市中央区道頓堀１丁目東６番24号レジデンス難波東301号
債務者　斎藤　絵美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９６号
大阪府寝屋川市池田本町１番３号
債務者　柴原　　満
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８号
函館市富岡町３丁目１番１－505号
債務者　長内　砂織
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
和歌山市中68番地９
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５号
和歌山市木ノ本282番地12
債務者　清水　智史
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７４号
和歌山県海南市重根877番地
債務者　吉田ガラスエンジニアリングこと　吉田　達司
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８３号
和歌山県海南市名高347番地
債務者　上野山三鈴
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
福岡県築上郡築上町大字安武１番地　安武小石原団地59－２号
債務者　佐々木　惠
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
福岡県築上郡築上町大字安武１番地　安武小石原団地59－２号
債務者　佐々木珠一
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地17、前住所愛知県高浜市豊田町１丁目214番地16
債務者　佐方　祐馬
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６７７号
大阪府東大阪市長田東３丁目３番45－1205号
債務者　青木　勝政
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６８号
大阪市都島区善源寺町２丁目２番８－3210号
債務者　山﨑　智司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９３号
東京都多摩市諏訪１丁目11番地の５ジュネス永山306
債務者　河野　瑞妃
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５７号
山梨県南アルプス市鮎沢473番地北村住宅１－６、開始決定時の住所山梨県南アルプス市山寺888番地１
破産者　小俣　博彦
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係